

みんなの手で きれいな郷土を！

五月一日より「都留市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例」が施行されました。

この条例は、空き缶や瓶などの散乱防止及び回収と地域の環境促進を図り、良好な生活環境を保全することを目的に、市民・事業者・市の責任と義務を明確にしたものです。

◎市民の役割

(一)市民は、空き缶や瓶を散乱させないため、飲んだ後の空き缶や瓶を持ち帰り、又は空

き缶や瓶を回収する容器へ収納するよう努めなければなりません。

(二)市民は、自らその身近な地域・職域における空き缶等の回収活動に進んで参加し、市の実施する行事に協力していただきます。

◎事業者の役割

(一)事業者は、空き缶等の散乱防止のため、マスクミ等を利用し、又は店頭で消費者に対する啓発活動を行い、空き缶等の回収を自主的に行う奉仕

活動団体の回収活動への参加や回収車の出勤などを行い、市が実施する行事に積極的に協力していただきます。

(二)容器入り飲料の販売者は、販売する場所に空き缶等回収容器を置き、その場所の周辺に空き缶等を散乱させないよう適正に管理しなければなりません。

◎市の役割

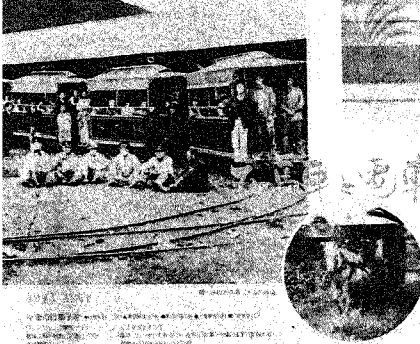
(一)市は、市民の空き缶等の散乱防止についての理解と関心を深めるよう努め、地域の自然的、社会的条件に即した適切な政策をつくり、これを実施する。

(二)市は、事業者や団体に対し

今月のふるさと

カレンダー

五月の写真説明



てと馬車と電車……てと馬車は、明治末頃から大正末にかけて大月―吉田間を往復していた。レールの上を馬に引かせて走るこの乗物は、一両に十数人しか乗れず、スピードも人が歩く速さとあまりかわらなかったという。

「てと馬車」の由来は、馭者ぎよし(ヤ)が吹くラッパの音が「テト・テト」と聞こえることからこう呼ばれるようになった。当時、沿線には、停留所らしきものはあったが、手を上げて「とめてくれ」と言うこと止まってく

れた。

てと馬車について佐波喜四郎さん(76歳)は、「夏になると、てと馬車は、白装束の富士講の道者たちでいっぱいになり、あふれた者は、ガタ馬車と呼ばれる馬車に乗り、それでもあふれた者はその後を歩き、富士登山へと向かった」と、子供時代目にした想い出を語ってくれました。

写真は、大正十年頃の上谷五丁目付近にあった、富士馬車鉄道の本社です。てと馬車から電車になったのが大正十年。その後昭和四年に現在の富士急行線となり、これらは廃止となった。

必要な指導及び要請を行うとともに、奉仕団体等の関係者に対し、必要な援助を行う。

特定区域内で自動販売機による容器入り飲料の販売者は事前に市長に届け出なければなりません。又現にあるものは、六十日以内に届け出なければなりません。

◎特定区域の指定

空き缶等の散乱を防止するため、山間部分を除く市内全域を特定区域として指定しました。この区域内では、自動販売機により容器入り飲料の販売者に届け出をしてもらい必ず回収容器を備えていただきます。

◎届け出を要しない自動販売機

(一)工場・事務所など敷地内にあって、その関係者のみ利用するもの。

(二)屋内に設置されるもので、常時管理する者がいるもの。

Q&A

国民年金への加入について

Q 二十歳以上の人は、国民年金に強制加入ということですが、もし加入しなかった場合はどうなりますか。罰則があるのでしょうか？

A 国民年金への加入が強制されるということは、高齢化社会を迎える日本で、共同連帯して年金制度を守っていく、というものです。

現行法でも加入の届け出をしなかった人に対しては、罰金五千円の規定があります。

新年金制度では、こうした届け出を怠ったことに対する罰金は十万円以下ということ

になっています。

ただ、過去においてこの罰則の適用を受けた事例はありません。これは社会の共同連帯の事業を罰則をもって律するより、自覚に待つといった基本的な考えがあるからです。年金制度に加入しない場合こうした罰則以上に困ることがあります。

それは、後に考えが変わり制度に加入した時や、厚生年金制度へ加入した時、資格期間が足りず年金が受けられなくなったり、病気や事故で障害が残った時、障害基礎年金に結びつかなくなったりします。

自分自身の将来のため、また、世代と世代の助け合いという面からも、年金制度への加入をお願いします。